

別海町議会会議録

第2号（令和6年3月8日）

○議事日程

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 特別委員会付託事件審査結果報告
(1) 予算決算審査特別委員会付託事件
(町長提出議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号) |
| 日程第 3 | | 各議案の討論・採決
(1) 予算決算審査特別委員会付託事件
(町長提出議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号) |
| 日程第 4 | 議案第 3号 | 令和6年度別海町一般会計予算 |
| 日程第 5 | 議案第 4号 | 令和6年度別海町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第 6 | 議案第 5号 | 令和6年度別海町介護サービス事業特別会計予算 |
| 日程第 7 | 議案第 6号 | 令和6年度別海町介護保険特別会計予算 |
| 日程第 8 | 議案第 7号 | 令和6年度別海町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第 9 | 議案第 8号 | 令和6年度町立別海病院事業会計予算 |
| 日程第10 | 議案第 9号 | 令和6年度別海町水道事業会計予算 |
| 日程第11 | 議案第10号 | 令和6年度別海町下水道等事業会計予算 |
| 日程第12 | 議案第19号 | 別海町部設置条例及び別海町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第20号 | 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第21号 | 第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第22号 | 別海町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第16 | 議案第24号 | 別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第17 | 議案第25号 | 別海町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について |

日程第 1 8	議案第 2 6 号	介護保険関係基準省令の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第 1 9	議案第 2 7 号	別海町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 0	議案第 2 8 号	別海町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 1	議案第 2 9 号	別海町母子健康センター設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 2	議案第 3 0 号	別海町中小企業融資条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 3	議案第 3 1 号	別海町普通河川管理条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 4	議案第 3 2 号	別海町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 5	議案第 3 3 号	別海町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 6	議案第 3 4 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
日程第 2 7	議案第 3 5 号	町道の路線認定及び廃止について
日程第 2 8	諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第 2 9	同意第 1 号	根室町村等公平委員会委員の選任について
日程第 3 0	報告第 2 号	専決処分の報告について（旧保健センターとりこわし工事）

○会議に付した事件

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		特別委員会付託事件審査結果報告 (1) 予算決算審査特別委員会付託事件 (町長提出議案第 1 0 号、議案第 1 1 号、議案第 1 2 号、議案第 1 3 号、議案第 1 4 号、議案第 1 5 号、議案第 1 6 号、議案第 1 7 号)
日程第 3		各議案の討論・採決 (1) 予算決算審査特別委員会付託事件 (町長提出議案第 1 0 号、議案第 1 1 号、議案第 1 2 号、議案第 1 3 号、議案第 1 4 号、議案第 1 5 号、議案第 1 6 号、議案第 1 7 号)
日程第 4	議案第 3 号	令和 6 年度別海町一般会計予算
日程第 5	議案第 4 号	令和 6 年度別海町国民健康保険特別会計予算
日程第 6	議案第 5 号	令和 6 年度別海町介護サービス事業特別会計予算
日程第 7	議案第 6 号	令和 6 年度別海町介護保険特別会計予算
日程第 8	議案第 7 号	令和 6 年度別海町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 9	議案第 8 号	令和 6 年度町立別海病院事業会計予算
日程第 1 0	議案第 9 号	令和 6 年度別海町水道事業会計予算
日程第 1 1	議案第 1 0 号	令和 6 年度別海町下水道等事業会計予算

- 日程第 1 2 議案第 1 9 号 別海町部設置条例及び別海町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 3 議案第 2 0 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 4 議案第 2 1 号 第 2 号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 5 議案第 2 2 号 別海町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 6 議案第 2 4 号 別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 7 議案第 2 5 号 別海町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 8 議案第 2 6 号 介護保険関係基準省令の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 1 9 議案第 2 7 号 別海町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 0 議案第 2 8 号 別海町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 1 議案第 2 9 号 別海町母子健康センター設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 2 議案第 3 0 号 別海町中小企業融資条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 3 議案第 3 1 号 別海町普通河川管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 4 議案第 3 2 号 別海町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 5 議案第 3 3 号 別海町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 6 議案第 3 4 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 日程第 2 7 議案第 3 5 号 町道の路線認定及び廃止について
- 日程第 2 8 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 2 9 同意第 1 号 根室町村等公平委員会委員の選任について
- 日程第 3 0 報告第 2 号 専決処分の報告について（旧保健センターとりこわし工事）

○出席議員（16名）

1 番 市 川 聖 母
 3 番 高 橋 眞結美
 5 番 貞 宗 拓 雄
 7 番 横 田 保 江

2 番 吉 田 和 行
 4 番 伊 勢 徹
 6 番 宮 越 正 人
 8 番 田 村 秀 男

9 番 小 椋 哲 也
 1 1 番 今 西 和 雄
 1 3 番 中 村 忠 士
 副議長 1 5 番 戸 田 憲 悦

1 0 番 外 山 浩 司
 1 2 番 松 原 政 勝
 1 4 番 佐 藤 初 雄
 議 長 1 6 番 西 原 浩

○欠席議員（ 0 名）

○出席説明員

町 長 曾 根 興 三
 教 育 長 相 澤 要
 監 査 委 員 斉 藤 雅 美
 総 務 部 長 伊 藤 輝 幸
 産 業 振 興 部 長 佐々木 栄 典
 教 育 部 長 宮 本 栄 一
 病 院 事 務 長 三 戸 俊 人
 選挙管理委員会書記長 寺 尾 真太郎
 福 祉 部 次 長 谷 村 将 志
 建設水道部次長 外 石 昭 博
 監査委員事務局長 新 堀 光 行
 総務課情報化推進室長 山 田 哲 哉
 財 政 課 長 角 川 具 哉
 西春別支所長他 小 村 茂
 福 祉 課 長 石戸谷 友 絵
 町 民 課 長 谷 村 将 志
 老人保健施設事務長 渡 辺 久 利
 農 政 課 長 皆 川 学
 管 理 課 長 松 田 勝 広
 事 業 課 長 佐 竹 和 仁
 上下水道課技術長 袴 田 充 輝
 学務・スポーツ課長他 齋 藤 陽
 生涯学習課長 木戸口 誠
 商工観光課主査 武 田 妙 子
 管 理 課 主 査 植 松 拓 也

副 町 長 浦 山 吉 人
 代表監査委員 竹 中 仁
 選挙管理委員会委員長 永 田 雅 夫
 福 祉 部 長 干 場 みゆき
 建設水道部長 伊 藤 一 成
 会 計 管 理 者 入 倉 伸 顕
 農業委員会事務局長 川 畑 智 明
 総 務 部 次 長 寺 尾 真太郎
 福 祉 部 次 長 小 川 信 明
 生涯学習センター長他 福 原 義 人
 総 務 課 長 寺 尾 真太郎
 総合政策課長 松 本 博 史
 税 務 課 長 竹 中 利 哉
 尾岱沼支所長他 大 坂 恒 夫
 介護支援課長 高 橋 勇 樹
 町民課特命課長 上 田 健 一
 町民保健センター兼母子健康センター長 小 川 信 明
 商工観光課長 田 畑 直 樹
 建築住宅課長 外 石 昭 博
 上下水道課長 千 葉 宏
 病院事務課長 棧 木 直 人
 学校教育課長他 池 田 卓 也
 図 書 館 長 他 堺 啓
 町 民 課 主 査 小 野 絵 里

○議会事務局出席職員

事 務 局 長 干 場 富 夫

主 幹 入 田 浩 明

○会議録署名議員

1 2 番 松 原 政 勝
 1 4 番 佐 藤 初 雄

1 3 番 中 村 忠 士

◎開議宣告

- 議長（西原 浩君） おはようございます。
ただいまから第2日目の会議を開きます。
ただいま出席している議員は16名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
-

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（西原 浩君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において指名いたします。
12番松原議員。
○12番（松原政勝君） はい。
○議長（西原 浩君） 13番中村議員。
○13番（中村忠士君） はい。
○議長（西原 浩君） 14番佐藤議員。
○14番（佐藤初雄君） はい。
○議長（西原 浩君） 以上、3名を指名いたします。
-

◎日程第2 特別委員会付託事件審査結果報告

- 議長（西原 浩君） 日程第2 特別委員会に付託しました議案の審査結果の報告を議題といたします。
ここでお諮りします。
予算決算審査特別委員会に付託し審査されました、議案第11号から議案第18号までの各会計補正予算8件につきましては、全員をもって構成する予算決算審査特別委員会で審査を行ったことから、委員長の報告は省略したいと思います。
これに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。
したがって、委員長の報告は省略することに決定しました。
-

◎日程第3 各議案の討論・採決

- 議長（西原 浩君） 日程第3 各議案の討論・採決を行います。
令和5年度各会計補正予算の採決に入る前にお諮りします。
本件は、全員をもって構成する予算決算審査特別委員会で、質疑、討論、採決が行われておりますので、討論は省略したいと思います。
これに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。
したがって、令和5年度各会計補正予算の討論は省略することに決定しました。
それでは、令和5年度各会計補正予算の採決に入ります。

初めに、議案第11号令和5年度別海町一般会計補正予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号令和5年度別海町国民健康保険特別会計補正予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号令和5年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号令和5年度別海町介護保険特別会計補正予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号令和5年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号令和5年度町立別海病院事業会計補正予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号令和5年度別海町水道事業会計補正予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号令和5年度別海町下水道等事業特別会計補正予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 4 議案第3号から日程第11 議案第10号まで

○議長（西原 浩君） 日程第4 議案第3号令和6年度別海町一般会計予算、日程第5 議案第4号令和6年度別海町国民健康保険特別会計予算、日程第6 議案第5号令和6年度別海町介護サービス事業特別会計予算、日程第7 議案第6号令和6年度別海町介護保険特別会計予算、日程第8 議案第7号令和6年度別海町後期高齢者医療特別会計予算、日程第9 議案第8号令和6年度町立別海病院事業会計予算、日程第10 議案第9号令和6年度別海町水道事業会計予算、日程第11 議案第10号令和6年度別海町下水道等事業会計予算の8件については、別海町議会会議規則第37条の規定により一括議題いたします。

内容について順次説明を求めますが、ここで説明者に申し上げます。

この8件の令和6年度予算については、予算決算審査特別委員会に付託し詳細な審査をしたいと考えておりますので、内容については要点のみにとどめて説明願います。

それでは初めに、議案第3号令和6年度別海町一般会計予算の説明を求めます。

○総務部長（伊藤輝幸君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（伊藤輝幸君） はい。

議案第3号の内容を説明いたします。

別冊の令和6年度別海町一般会計予算書1ページをお開き願います。

議案第3号令和6年度別海町一般会計予算。

令和6年度別海町一般会計予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ24億7,200万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条、債務負担行為。

地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第3条、地方債。

地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第4条、一時借入金。

地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、40億円と定める。

2ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算で、初めに歳入です。

1 款町税、1 項から5 項で24億701万7,000円。

2 款地方譲与税、1 項から3 項で3億7,972万円。

3 款利子割交付金、1 項で40万円。

4 款配当割交付金、1 項で880万円。

5 款株式等譲渡所得割交付金、1 項で1,000万円。

6 款法人事業税交付金、1 項で2,930万円。

7 款地方消費税交付金、1 項で3 億8,200 万円。
8 款環境性能割交付金、1 項で3,700 万円。
9 款国有提供施設等所在市町村助成交付金、1 項で4,763 万9,000 円。
10 款地方特例交付金、1 項で900 万円。
11 款地方交付税、3 ページにかけて1 項で71 億5,000 万円。
3 ページになります。
12 款交通安全対策特別交付金、1 項で250 万円。
13 款分担金及び負担金、1 項と2 項で9 億5,187 万7,000 円。
14 款使用料及び手数料、1 項から3 項で2 億7,126 万1,000 円。
15 款国庫支出金、1 項から3 項で16 億941 万4,000 円。
16 款道支出金、1 項から3 項で13 億3,507 万6,000 円。
17 款財産収入、1 項と2 項で6,646 万1,000 円。
18 款寄附金、1 項で50 億円。
19 款繰入金、1 項で27 億8,755 万8,000 円。
20 款繰越金、1 項で1,000 万円。
21 款諸収入、4 ページにかけて1 項から5 項で6 億7,967 万7,000 円。
4 ページになります。
22 款町債、1 項で12 億9,730 万円。
歳入合計で244 億7,200 万円とするものです。
次に、5 ページ、歳出です。

1 款議会費、1 項で8,845 万円。
2 款総務費、1 項から6 項で66 億3,538 万2,000 円。
3 款民生費、1 項と2 項で25 億5,435 万3,000 円。
4 款衛生費、1 項から3 項で17 億7,976 万2,000 円。
5 款労働費、1 項で119 万円。
6 款農林水産業費、1 項から4 項で34 億9,039 万2,000 円。
7 款商工費、1 項で2 億9,557 万2,000 円。
8 款土木費、6 ページにかけて1 項から5 項で21 億7,990 万3,000 円。
6 ページにお進みください。

9 款消防費、1 項で7 億748 万円。
10 款教育費、1 項から6 項で20 億4,484 万4,000 円。
11 款災害復旧費、1 項で16 万8,000 円。
12 款公債費、1 項で19 億1,163 万1,000 円。
13 款給与費、1 項で27 億5,287 万3,000 円。
14 款予備費、1 項で3,000 万円。

歳出合計で244 億7,200 万円とするものです。

次に、7 ページにお進みください。

第2 表、債務負担行為です。

草地畜産基盤整備事業（畜産担い手総合整備型）再編整備事業新上風連地区により整備される草地整備などを公益財団法人北海道農業公社から委託を受けることに伴う債務負担となります。

期間は、令和7 年度から令和9 年度まで、限度額は1 億7,189 万1,000 円です。

次に、第3表、地方債です。

1件ごとの説明は省略させていただき、表の一番上、1件目別海高等学校教育支援事業からページを進み、9ページまでお進みください。

9ページの下から2番目、尾岱沼温水プール整備事業までの35事業と、次の段の臨時財政対策債を加えた限度額の合計は、12億9,730万円となります。

なお、全ての起債の方法は、普通貸借又は証券発行、利率は3%以内、ただし、利率見直し方式で借入れし、利率の見直しを行った後においては当該見直しの後の利率とし、償還の方法は、公的資金については、その融資条件により、その他の場合にはその債権者と協定する。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができるとするものです。

次に、11ページからの歳入歳出予算事項別明細書の説明は省略をさせていただき、給与費明細書について説明をいたします。

ページが飛びますけれども、253ページをお開き願います。

253ページまでお進みください。

253ページ、給与費明細書です。

1の特別職ですが、表の下段、前年度当初との比較の欄で御説明いたします。

長等は、給与費の期末手当で24万6,000円の増。

寒冷地手当で5万9,000円の減。

給与費計で18万7,000円の増。

共済費で5万5,000円の減。

合計で13万2,000円の増となります。

次の段、議員は、給与費の期末手当で42万8,000円の増。

給与費計も同じく42万8,000円の増。

共済費で92万9,000円の減。

合計で50万1,000円の減となります。

次の段、その他の特別職は、職員数が51人の減。

給与費の報酬で200万9,000円の減。

給与費計、そして合計も同じく200万9,000円の減となります。

比較の欄の計では、職員数が51人の減。

給与費の報酬で200万9,000円の減。

期末手当で67万4,000円の増。

寒冷地手当で5万9,000円の減。

給与費計で139万4,000円の減。

共済費が98万4,000円の減。

全体の合計で237万8,000円の減となります。

続いて、254ページをお開き願います。

2の一般職です。

(1)総括で、こちらも比較の欄で申し上げます。

一番上の表の一番下の段になります。

職員数は6人の減。

この上段の括弧内は、再任用短時間勤務職員及び1週間当たりの勤務時間が常勤職員よりも短い職員の人数で16人増となります。

給与費の報酬で2,900万円の増。

給料で2,200万円の増。

職員手当で6,160万6,000円の増。

給与費計では、1億1,260万6,000円の増。

共済費は9,744万7,000円の減。

合計で1,515万9,000円の増となるものです。

次の表、職員手当の内訳、そして255ページ会計年度任用職員以外の職員、256ページ会計年度任用職員、続く257ページ給料及び職員手当の増減額の明細及び258ページから261ページまでの給料及び職員手当の状況については、説明を省略させていただきます。

262ページをお開き願います。

262ページからは、債務負担行為に関する調書です。

1件ごとの説明はこちらも省略させていただきますが、1件目の別海町酪農工場機器整備から始まりまして、270ページまでお進みいただき、270ページ最後の公の施設に係る指定管理者に対する委託料、別海町総合スポーツセンターまで全部で57件で、この57件の債務負担行為の限度額の合計で61億211万9,000円。

前年度、令和5年度末までの支出見込額の合計が、13億723万7,000円。

当該年度、令和6年度ですけれども、令和6年度以降の支出予定額合計は、16億5,980万5,000円。

この欄の上段括弧内の9億9,460万円は、令和6年度分の支出予定額となります。

なお、表の右側には、令和6年度以降の支出予定額に係る財源内訳を記載しております。最後になります。

271ページを御覧ください。

こちらは、地方債に関する調書です。

こちらも区分ごとの説明は省略させていただきます、区分1、公共事業等債から、一番下区分15、道貸付金までの合計で申し上げます。

表の一番下の段で、令和4年度末現在高は170億1,699万8,000円、その右側、令和5年度末現在高見込み額が168億4,952万2,000円、次に、令和6年度中起債見込み額が12億9,730万円、令和6年度中元金償還見込み額が18億4,868万2,000円、令和6年度末現在高見込み額が162億9,814万円となります。

以上で、議案第3号の内容説明を終わらせていただきます。

○議長（西原 浩君） 次に、議案第4号令和6年度別海町国民健康保険特別会計予算、議案第5号令和6年度別海町介護サービス事業特別会計予算、議案第6号令和6年度別海町介護保険特別会計予算、議案第7号令和6年度別海町後期高齢者医療特別会計予算の4件について、順次説明を求めます。

○福祉部長（干場みゆき君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（干場みゆき君） はい。

議案第4号から議案第7号までの福祉部関係の特別会計4件について、一括して説明させていただきます。

まず初めに、議案第4号令和6年度別海町国民健康保険特別会計予算の内容について、説明いたします。

別冊別海町国民健康保険特別会計予算書の1ページをお開きください。

令和6年度別海町国民健康保険特別会計予算。

令和6年度別海町国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25億1,000万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算です。

款の金額で説明いたします。

初めに、歳入です。

1款国民健康保険税、1項で8億2,411万5,000円。

2款道支出金、1項で14億7,249万8,000円。

3款財産収入、1項で3万9,000円。

4款繰入金、1項と2項で2億1,283万4,000円。

5款繰越金、1項で1万円。

6款諸収入、1項と2項で50万4,000円。

歳入合計で、25億1,000万円とするものです。

次に、3ページをお開きください。

続いて、歳出です。

1款総務費、1項から4項で1,708万4,000円。

2款保険給付費、1項で13億8,800万円。

3款国民健康保険事業費納付金、1項で10億7,546万9,000円。

4款保健事業費、1項と2項で1,878万円。

5款基金積立金、1項で3万9,000円。

6款諸支出金、1項で562万8,000円。

7款予備費、1項で500万円。

歳出合計で25億1,000万円とするものです。

5ページから18ページまでの歳入歳出予算事項別明細書の説明は省略させていただきます。

次に、19ページをお開きください。

給与費明細書です。

1の特別職で、別海町国民健康保険運営協議会委員に係る報酬となります。

本年度、その他特別職で職員数は6名で、給与費の報酬は28万円。

表の一番下の比較ですが、職員数、給与費の報酬計及び合計については、いずれも増減はありません。

以上で、議案第4号の内容説明を終わります。

次に、議案第5号令和6年度別海町介護サービス事業特別会計予算の内容について、説明します。

別冊の令和6年度別海町介護サービス事業特別会計予算書1ページをお開きください。

令和6年度別海町介護サービス事業特別会計予算。

令和6年度別海町介護サービス事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億790万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算です。

款の金額で説明いたします。

初めに、歳入です。

1款介護サービス費、1項で1億4,054万円。

2款使用料及び手数料、1項と2項で3,951万3,000円。

3款財産収入、1項で74万2,000円。

4款繰入金、1項で3億2,680万7,000円。

5款繰越金、1項で1万円。

6款諸収入、1項で28万8,000円。

歳入合計で5億790万円とするものです。

次に、3ページをお開きください。

続いて、歳出です。

1款介護サービス事業費、1項で1億4,663万6,000円。

2款公債費、1項で5,410万8,000円。

3款給与費、1項で3億415万6,000円。

4款予備費、1項で300万円。

歳出合計で5億790万円とするものです。

5ページから20ページまでの歳入歳出予算事項別明細書の説明は省略させていただきます。

21ページをお開きください。

給与費明細書です。

1の一般職、(1)総括です。

表の一番下の比較の欄で説明します。

職員数は、2名の増。

給与費は、報酬で会計年度任用職員報酬224万6,000円の増。

給料で374万円の増。

職員手当で419万円の増。

給与費計では1,017万6,000円の増。

次に、共済費は1,241万4,000円の減。

合計で223万8,000円の減となるものです。

下の表、職員手当の内訳と22ページから28ページまでの給料及び職員手当の増減額の明細等については、説明を省略させていただきます。

次に、29ページをお開きください。

こちらは、地方債に関する調書です。

介護サービス事業債で、令和4年度末現在高は2億6,258万7,000円、令和5年度末現在高見込額は2億1,374万円、令和6年度中起債見込額はありません。

令和6年度中元金償還見込額は5,039万5,000円を予定し、令和6年度末現在高

見込額が1億6,334万5,000円となるものです。

以上で、議案第5号の内容説明を終わります。

続いて、議案第6号令和6年度別海町介護保険特別会計予算の内容について説明いたします。

別冊の令和6年度別海町介護保険特別会計予算書の1ページをお開きください。

令和6年度別海町介護保険特別会計予算。

令和6年度別海町介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億4,770万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算です。

款の金額で説明いたします。

初めに、歳入です。

1款保険料、1項で2億5,892万1,000円。

2款分担金及び負担金、1項で160万円。

3款国庫支出金、1項と2項で2億6,392万6,000円。

4款支払基金交付金、1項で3億3,012万9,000円。

5款道支出金、1項と2項で1億8,068万9,000円。

6款財産収入、1項で4,000円。

7款繰入金、1項と2項で2億1,227万9,000円。

8款繰越金、1項で1万円。

9款諸収入、1項と2項で14万2,000円。

歳入合計で12億4,770万円とするものです。

次に、3ページをお開きください。

続いて、歳出です。

1款総務費、1項から3項で811万4,000円。

2款保険給付費、1項で11億6,643万円。

3款地域支援事業費、1項から3項で6,975万2,000円。

4款基金積立金、1項で4,000円。

5款諸支出金、1項で40万円。

6款予備費、1項で300万円。

歳出合計で12億4,770万円とするものです。

5ページから22ページまでの歳入歳出予算事項別明細書の説明は省略させていただきます。

23ページをお開きください。

給与費明細書です。

1の特別職で、こちらは、介護認定審査会委員と高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会委員に係る報酬となります。

本年度、その他の特別職の職員数は14名で、給与費の報酬は133万円。

表の一番下の比較の欄で職員数に変更はありませんが、給与費の報酬では、報酬額の精

査により7,000円の増。

給与費計、合計ともに7,000円の増となるものです。

以上で、議案第6号の内容説明を終わります。

最後に、議案第7号令和6年度別海町後期高齢者医療特別会計予算の内容説明をいたします。

別冊の令和6年度別海町後期高齢者医療特別会計予算書の1ページをお開きください。

令和6年度別海町後期高齢者医療特別会計予算。

令和6年度別海町後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億3,150万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算です。

款の金額で説明いたします。

初めに、歳入です。

1款後期高齢者医療保険料、1項で1億6,700万3,000円。

2款繰入金、1項で6,427万6,000円。

3款繰越金、1項で1,000円

4款諸収入、1項と2項で22万円。

歳入合計で2億3,150万円とするものです。

続いて、歳出です。

1款総務費、1項と2項で130万8,000円。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項で2億2,698万2,000円。

3款諸支出金、1項で21万円。

4款予備費、1項で300万円。

歳出合計で2億3,150万円とするものです。

3ページ以降の歳入歳出予算事項別明細書の説明は省略させていただきます。

以上で、議案第7号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 次に、議案第8号令和6年度町立別海病院事業会計予算の説明を求めます。

○病院事務長（三戸俊人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 病院事務長。

○病院事務長（三戸俊人君） はい。

議案第8号の内容説明をいたします。

別冊の令和6年度町立別海病院事業会計予算書1ページをお開き願います。

令和6年度町立別海病院事業会計予算。

第1条、総則。

令和6年度町立別海病院事業会計予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量。

業務の予定量は、次のとおりとする。

1項、病床数84床、1号、一般病床83床、2号、未熟児室1床。

2 項、年間患者数 9 万 3,385 人、1 号、入院 2 万 7 5 人、2 号、外来 7 万 3,310 人。

3 項、1 日平均患者数 357 人、1 号、入院 55 人、2 号、外来 302 人。

4 項、主要な建設改良事業。

医療機械器具整備事業、事業費 1 億 1,992 万 3,000 円、院内総合情報システム整備事業、事業費 935 万 3,000 円、別海病院設備更新事業、事業費 8,633 万 5,000 円、西春別駅前診療所施設整備事業、事業費 1,717 万 5,000 円、尾岱沼診療所施設整備事業、事業費 809 万 7,000 円。

第 3 条、収益的収入及び支出。

収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、1 款病院事業収益、1 項から 3 項で 22 億 3,701 万 9,000 円。

支出、1 款病院事業費用、1 項から 4 項で 24 億 5,555 万 7,000 円。

2 ページをお開き願います。

第 4 条、資本的収入及び支出。

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 7,536 万 2,000 円は、過年度分損益勘定留保資金 7,536 万 2,000 円で補てんするものとする。

収入、1 款資本的収入、1 項から 3 項で 3 億 1,042 万円。

支出、1 款資本的支出、1 項から 2 項で 3 億 8,578 万 2,000 円。

第 5 条、企業債。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、各事業名で申し上げます。

医療機械器具整備事業、限度額 2,040 万円、院内総合情報システム整備事業、限度額 850 万円、別海病院設備更新事業、限度額 8,630 万円、西春別駅前診療所施設整備事業、限度額 1,710 万円、尾岱沼診療所施設整備事業、限度額 800 万円。

起債の方法はいずれも証書借入、利率はいずれも 3%以内、償還の方法はいずれも起債借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は、低利に借り換えることができる。

第 6 条、一時借入金。

一時借入金の限度額は、2 億円と定める。

第 7 条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1 号、職員給与費、10 億 8,988 万 1,000 円。

2 号、交際費、100 万円。

続いて 3 ページです。

第 8 条、他会計からの補助金。

次に掲げる事由により、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりと定める。

1 号、医師及び看護師等の研究研修に要する経費、256 万 7,000 円。

2 号、病院事業職員の基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費、2,973 万 2,000 円。

3号、病院事業職員の追加費用負担金に要する経費、749万8,000円。

4号、児童手当に要する経費、491万円。

5号、院内保育所に要する経費、1,779万9,000円。

6号、医師の派遣をうけることに要する経費、3,734万2,000円。

第9条、たな卸資産の購入限度額。

たな卸資産の購入限度額は、3億5,400万円と定める。

第10条、重要な資産の取得。

重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種類、器械備品、名称、全身用マルチスライスCT装置等、数量、一式。

第11条、予定支出の各項の経費の金額の流用。

予定支出の各項の経費の金額を流用することが出来る場合は、次のとおりと定める。

決算により消費税及び地方消費税予算に不足が生じた場合、その充当のため項間の流用が出来るものとする。

5ページからの予算実施計画及び8ページからの予算実施計画説明書は省略させていただき、15ページをお開きください。

令和6年度町立別海病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書（間接法）です。

この計算書は、実際の収入から支出を差し引いて手元に残る現金預金の流れを表したものです。

説明は各区分ごとの差引き合計額で申し上げます。

1、業務活動によるキャッシュ・フロー。

差引き合計で485万円のマイナスです。

2、投資活動によるキャッシュ・フロー。

左側の下段です。

差引き合計で1億3,212万6,000円のマイナスです。

3、財務活動によるキャッシュ・フロー。

差引き合計で7,923万5,000円です。

区分合計での資金増減額は、右下、下から3段目で5,774万1,000円のマイナスとなります。

資金期末残高予定額は、右下最下段で、3,211万1,000円となる予定です。

続きまして、16ページをお開き願います。

給与費明細書です。

1、総括、下段の前年度との比較の合計で申し上げます。

職員数、一般職については2名の減。

括弧内は再任用短時間勤務職員及び1週間当たりの勤務時間が常勤職員より短い職員の人数で2名の減となっております。

給料、6,088万1,000円の減。

報酬、2,505万6,000円の増。

手当、6,072万4,000円の減。

給与費計で9,654万9,000円の減。

法定福利費、5,656万8,000円の減。

合計で1億5,311万7,000円の減額となり、本年度合計で10億8,988万1,000円の予定です。

以下、22ページまでの手当の内訳、2の給料及び手当の増減額の明細、3、給料及び手当の状況及び26ページまでの町立別海病院事業予定損益計算書、町立別海病院事業予定貸借対照表、注記表につきましては、説明を省略いたします。

以上で、議案第8号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 次に、議案第9号令和6年度別海町水道事業会計予算、議案第10号令和6年度別海町下水道等事業会計予算の2件について、順次説明を求めます。

○建設水道部長（伊藤一成君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 建設水道部長。

○建設水道部長（伊藤一成君） はい。

議案第9号及び議案第10号について、一括説明をさせていただきます。

初めに、議案第9号の内容説明をいたします。

別冊の令和6年度別海町水道事業会計予算書の1ページをお開きください。

令和6年度別海町水道事業会計予算。

第1条、総則。

令和6年度別海町水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量。

業務の予定量を、次のとおりとする。

1号、給水件数、7,397件、2号、年間総給水量、520万7,477立方メートル、3号、1日平均給水量、1万4,267立方メートル。

第3条、収益的収入及び支出。

収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

1款水道事業収益、1項と2項で11億874万1,000円。

支出。

1款水道事業費用、1項から3項で9億3,432万円。

第4条、資本的収入及び支出。

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4億7,692万2,000円は、減債積立金2億1,888万6,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,496万3,000円、過年度分損益勘定留保資金2億307万3,000円で補てんするものとする。

収入です。

1款資本的収入、1項から3項で3億5,862万2,000円。

支出です。

1款資本的支出、1項から3項で8億3,554万4,000円。

2ページをお開き願います。

第5条、企業債。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、国営環境保全型かんがい排水事業、限度額は3億円。

農業水路等長寿命化事業、限度額は3,710万円。

道営農村集落基盤再編整備事業、限度額は980万円。

起債の方法は、いずれも証書借入、利率は、いずれも3%以内、ただし利率見直し方式で借り入れし、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率、償還の方法は、

借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。

第6条、一時借入金。

一時借入金の限度額は、5,000万円と定める。

第7条、予定支出の各項の経費の金額の流用。

予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

決算により消費税及び地方消費税予算に不足が生じた場合、その充当のため項間の流用ができるものとする。

第8条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1号、職員給与費、6,736万1,000円。

2号、交際費、5万円。

第9条、たな卸資産購入限度額。

たな卸資産の購入限度額は、2,837万7,000円と定める。

3ページからの予算実施計画及び5ページからの予算実施計画説明書の説明は省略させていただきます。

12ページをお開きください。

令和6年度別海町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書（間接法）です。

この計算書は、実際の収入から支出を差し引いて、手元に残る現金預金の流れを表したものです。

説明は、区分ごとの差引きで申し上げます。

1、業務活動によるキャッシュ・フロー。

差引き合計で3億6,166万7,000円のプラスです。

2、投資活動によるキャッシュ・フロー。

差引き合計で5億4,997万3,000円のマイナスです。

3、財務活動によるキャッシュ・フロー。

差引き合計で1億2,801万4,000円のプラスです。

区分合計で資金増減額は、下から3段目となりますが、6,029万2,000円のマイナスとなり、資金期末残高は最下段の28億6,461万6,000円となる予定です。

次に、13ページに移りまして、給与費明細書です。

1、総括の下段、比較の合計で申し上げます。

職員数については、一般職で1名の増です。

給与費、給料64万1,000円の減。

手当、90万8,000円の増。

給与費計で26万7,000円の増となります。

法定福利費は319万円の減。

合計で292万3,000円の減となり、本年度の給与合計で6,736万1,000円となる予定です。

以下、17ページまでの手当の内訳、2、給料及び手当の増減額の明細、給料及び手当の状況につきましては、説明を省略させていただきます。

18ページをお開きください。

債務負担行為に関する調書です。

事項は財務省用地賃貸料で、限度額は1万2,000円です。

前年度末までの支払義務発生額は、令和5年度の金額で6,000円です。

令和5年度以降の支払義務発生予定額は、令和6年度のコロ額で6,000円です。

以下、22ページまでの予定損益計算書、予定貸借対照表及び注記表につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第9号の内容説明を終わります。

続きまして、議案第10号の内容説明をいたします。

別冊の令和6年度別海町下水道等事業会計予算書の1ページをお開きください。

議案第10号令和6年度別海町下水道等事業会計予算。

第1条、総則。

令和6年度別海町下水道等事業会計予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量。

業務の予定量を、次のとおりとする。

1号、年間総処理水量、104万4,422立方メートル。

2号、1日平均処理水量、2,861立方メートル。

3号、主な建設改良事業、漁業集落排水設備整備事業1億1,132万3,000円。

第3条、収益的収入及び支出。

収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

1款下水道事業収益、1項と2項で6億8,492万9,000円。

支出。

1款下水道事業費用、1項から3項で5億8,699万4,000円。

2ページをお開き願います。

第4条、資本的収入及び支出。

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億4,774万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金1,925万4,000円及び当年度分損益勘定留保資金1億2,848万9,000円で補てんするものとする。

収入。

1款資本的収入、1項から3項で2億395万8,000円。

支出です。

1款資本的支出、1項から3項で3億5,170万1,000円。

第5条、債務負担行為。

債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項は、「別海町特定環境保全公共下水道別海終末処理場の建設工事委託に係る協定」に基づく別海終末処理場電気設備工事、期間は令和7年度、限度額は2億8,400万円です。

第6条、企業債。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的は、特定環境保全公共下水道事業、限度額6,660万円、漁業集落排水事業、限度額3,900万円。

起債の方法は、いずれも普通貸借、証書借入、利率は、いずれも３％以内、ただし、利率見直し方式で借り入れし、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率、償還の方法は、いずれも公的資金については、その融資条件により、その他の場合は債権者と協定する。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。

第７条、一時借入金。

一時借入金の限度額は、２億円と定める。

第８条、予定支出の各項の経費の金額の流用。

予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

１号、営業費用と営業外費用の相互間。

第９条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

１号、職員給与費、２,６８９万６,０００円。

第１０条、他会計からの補助金。

下水道等事業の運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は２億６,８００万円である。

５ページからの予算実施計画及び７ページからの予算実施計画説明書の説明は省略させていただきます。

１３ページをお開き願います。

令和６年度別海町下水道等事業予定キャッシュ・フロー計算書（間接法）です。

この計算書は実際の収入から支出を差し引いて、手元に残る現金預金の流れを表したものです。

説明は区分ごとの差引き合計で申し上げます。

１、業務活動によるキャッシュ・フロー。

差引き合計で１億５,８３４万６,０００円のプラスです。

２、投資活動によるキャッシュ・フロー。

差引き合計で１億３,０４０万６,０００円のマイナスです。

３、財務活動によるキャッシュ・フロー。

差引き合計で５７８万４,０００円のマイナスです。

区分合計での資金増減額は、下から３段目で２,２１５万６,０００円のプラスとなり、資金期末残高は、最下段９,６０７万９,０００円となる予定です。

次に、１４ページをお開き願います。

給与費明細書です。

１の総括、比較の合計で申し上げます。

職員数の増減はございません。

給与費で給料１６１万５,０００円の増。

手当１６８万６,０００円の増。

給与費計で３３０万１,０００円の増。

法定福利費２４万４,０００円の減。

給与費合計で３０５万７,０００円の増となり、本年度合計で２,６８９万６,０００円となる予定です。

以下、１７ページまでの手当の内訳、２、給料及び手当の増減額の明細及び３、給料及び手当の状況につきましては、説明を省略いたします。

１８ページをお開き願います。

債務負担行為に関する調書です。

事項は、「別海町特定環境保全公共下水道別海終末処理場の建設工事委託に関する協定」に基づく別海終末処理場電気設備工事で、限度額は２億８，４００万円です。

令和６年度以降の支払義務発生予定額は、令和７年度で、金額は２億８，４００万円。

以下、２３ページまでの予定損益計算書、予定貸借対照表及び注記表につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第１０号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 以上で、議案第３号から議案第１０号までの令和６年度別海町各会計予算の８件について、内容説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま上程中の令和６年度別海町各会計予算の８件については、予算決算審査特別委員会に付託の上、審査することにしたと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３号から議案第１０号までの８件については、予算決算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

お諮りします。

ただいま全員で構成する予算決算審査特別委員会に付託されましたので、本会議での質疑は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、本会議での質疑は省略することに決定いたしました。

ここで１０分間休憩いたします。

午前１１時０８分 休憩

午前１１時１５分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第１２ 議案第１９号

○議長（西原 浩君） 日程第１２ 別海町部設置条例及び別海町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について、説明を求めます。

○総務部次長（寺尾真太郎君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部次長。

○総務部次長（寺尾真太郎君） 議案第１９号別海町部設置条例及び別海町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改

正する条例の制定について、内容説明をいたします。

初めに、改正案提出に至る経過等について申し上げます。

町では、これまでも、社会情勢の変化などに伴い、町民にとってわかりやすい組織づくりを進めてまいりました。

そしてこの度、新年度に向け、総務部で所管している交通安全と防犯の事務、そして、産業振興部で所管している鳥獣の保護、自然や河川環境・町立公園の事務につきましては、町民の日常的な生活や環境の保全に係るものであると整理し、福祉部に新たに生活環境課を設置して、事務再編・移管することが、住民サービスの向上につながるものとしたところ です。

また、この課の新設に伴い、現福祉部の所掌範囲が、さらに拡大することに加え、今後においても、少子高齢化によるさらなる福祉関連施策の拡充や、頻回な制度改正による複雑化が想定される中、これらの課題に対し、将来にわたり柔軟かつ丁寧に対応できる体制にすることが必要であると判断し、現福祉部を分割し、新たに保健生活部を新設したいとするものです。

それでは、議案内容の説明に入ります。

議案書では、17ページから19ページにおいて、改正文でお示ししておりますが、議案書による改正文の朗読は省略し、議案資料により説明させていただきます。

まずは、議案資料の4ページのほうをお開きください。

議案資料4ページは、組織変更に係る新旧対照図で、右側が改正前、左側が改正後となります。

右側、改正前の福祉部は、記載にある福祉課、介護支援課、以降、町民課までの課などで構成されていますが、改正後においては、福祉課から訪問看護ステーションまでを、福祉部にしたいとするものです。

次に、改正前、福祉部の中段、保健課から、母子健康センター、町民課に加えまして、総務部の防災・基地対策課所管事務の一部である、交通安全と防犯の事務、そして、産業振興部の水産みどり課が所管する、鳥獣保護、自然・河川環境と町立公園の事務を、新たに設置する、保健生活部にしたいとするものです。

また、課の編成につきましては、規則において定めるものですが、改正前の福祉部町民課の町民生活に係る事務に、総務部及び産業振興部から移管する一部の事務を加え、新たに生活環境課を再編新設し、保健生活部の編成課とするものです。

新旧対照図についての説明は、以上といたしまして、次に、改正規定について説明します。

議案資料の1ページにお戻り願います。

別海町部設置条例及び別海町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表です。

右側が改正前、左側が改正後となります。

今回の部及び課の新設案に伴い、改正を必要とする条例が2本あり、これを2条建てにして、一括改正する条例としております。

まず、表の左上、第1条関係は、2ページにわたり、別海町部設置条例の改正です。

第1条では、改正後、第1条の第3号に保健生活部を加え、以降の号を繰り下げるものです。

第2条では、改正前、福祉部の分掌事務である第4号から第6号を、改正後において、

保健生活部を新設し、保健生活部の分掌事務、第1号から第3号とするものです。

3ページをお開きください。

3ページの表の左上、第2条関係は、一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の改正です。

改正前、第4条及び第6条において、福祉部町民課の表記を、改正後において、保健生活部生活環境課とするものです。

最後に、附則といたしまして、「この条例は、令和6年4月1日から施行する。」とするものです。

以上で、議案第19号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第19号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第13 議案第20号

○議長（西原 浩君） 日程第13 議案第20号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○総務部次長（寺尾真太郎君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部次長。

○総務部次長（寺尾真太郎君） 議案第20号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容説明をいたします。

本条例改正は、地方自治法の一部改正により、令和6年度から会計年度任用職員への勤勉手当の支給が可能となり、昨年12月定例会において、給与又は報酬等に係る関係条例の改正について、議決をいただいたところです。

この改正に伴い、職員の育児休業等に関する条例の一部について、改正する必要があることから、提案するものです。

それでは、改正内容の説明に入ります。

議案書では、20ページにおいて、改正文でお示ししておりますが、議案書による改正文の朗読は省略し、議案資料により説明させていただきます。

議案資料の5ページをお開きください。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表です。
右側が改正前、左側が改正後となります。

第7条第2項は、育児休業をしている職員の勤勉手当の支給に関する規定ですが、改正前では、下線部分、「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。」とあるものを、勤勉手当が支給可能となるため、これを削るものです。

次に、第8条ですが、前段、改正前の第7条第2項が、地方公務員法を引用する規定として初出でありましたので、法律番号を付していましたが、これを削る改正となるため、改正後において初出となる、第8条において、下線のとおり、地方公務員法の法律番号を付す改正をするものです。

最後に、下段、附則といたしまして、「この条例は、令和6年4月1日から施行する。」とするものです。

以上で、議案第20号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第20号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第14 議案第21号

○議長（西原 浩君） 日程第14 議案第21号第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○総務部次長（寺尾真太郎君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部次長。

○総務部次長（寺尾真太郎君） 議案第21号第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容説明をいたします。

本条例改正は、地域おこし協力隊の活動に要する経費のうち、給料等に係る部分について、特別交付税措置が拡充されることに伴い、月額給料を25万円から30万円に引き上げたいとするものです。

また、令和6年度の当初予算案において、地域プロジェクトマネージャー推進事業を計上しております。

地域プロジェクトマネージャーとは、地方自治体が自らの地域を活性化させるための重要プロジェクトを実施する際、行政、地域、民間及び外部専門家等の関係者間を橋渡ししながら、現場責任者としてプロジェクトを推進する役割を持つ、会計年度任用職員として任用する者で、雇用に係る経費として年額650万円、2名までを限度に特別交付税措置の対象となる、国の制度による会計年度任用職員です。

この地域プロジェクトマネージャーを受け入れたいとする当初予算案での事業費計上に伴いまして、給与の支給に関する事項について別途制定する必要がありますことから、所要の事項を追加するものです。

それでは、改正内容の説明に入ります。

議案書では、21ページから22ページにおいて、改正文でお示ししていますが、議案書による改正文の朗読は省略し、議案資料により説明させていただきます。

議案資料の6ページをお開きください。

第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表です。右側が改正前、左側が改正後となります。

第20条、地域おこし協力隊の給与の特例で、改正前の25万円を、改正後において、30万円とするものです。

次に、改正後における、地域プロジェクトマネージャーの給与の特例について、「第20条の2、第2号会計年度任用職員のうち、地域プロジェクトマネージャーの給料は、第4条の規定にかかわらず、月額39万円以内とする。」、「第2項、地域プロジェクトマネージャーには、第14条及び第16条の2の規定は、適用しない。」を加えるものです。

なお、第2項における第14条及び第16条の2の規定とは、期末勤勉手当の支給の規定ですが、地域おこし協力隊同様、期末勤勉手当を支給しない分、月額給で措置することとしています。

最後に、附則といたしまして、「この条例は、令和6年4月1日から施行する。」とするものです。

以上で、議案第21号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第21号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第15 議案第22号

○議長（西原 浩君） 日程第15 議案第22号別海町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○総務課情報化推進室長（山田哲哉君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務課情報化推進室長。

○総務課情報化推進室長（山田哲哉君） はい。

議案第22号別海町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容を説明します。

議案書では、23ページから24ページ、議案資料では7ページから8ページとなります。

初めに、本条例の改正の要旨について説明いたします。

令和5年6月9日に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、以下「法」と言いますが、法の別表第2が廃止されます。

これに伴い、本町で定める、「別海町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例」において、「法の別表第2」を指している箇所を、法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務と、利用特定個人情報という用語を用いて標記する必要があるため、条例の一部を改正しようとするものです。

なお、議案本文の朗読は省略させていただき、議案資料により説明いたしますので、議案資料7ページをお開きください。

新旧対照表です。

右の欄が改正前、左の欄が改正後の条文で下線部分が改正箇所となります。

第2条では、本条例の用語の定義を定めていますが、新たに、第5号に法第19条第8号に規定する「特定個人番号利用事務」を指す「特定個人番号利用事務」を、また、第6号に同じく法第19条第8号に規定する「利用特定個人情報」を指す「利用特定個人情報」

を加えます。

第4条では、個人番号の利用範囲を定めていますが、改正前、第1項、6行目「法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報」を、改正後では「利用特定個人情報」に改め、同じく改正前、第1項、7行目「同表の第2欄に掲げる事務」を、改正後では「特定個人番号利用事務」に改めます。

次に、議案資料8ページにお進みください。

改正前、第3項、1行目「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を、改正後では「特定個人番号利用事務」に改め、同じく改正前、第3項、2行目「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を、改正後では「利用特定個人情報」に改め、同じく改正前、第3項、5行目「当該特定個人情報」を、改正後では「当該利用特定個人情報」に改めます。

最後に、下段の附則です。

「この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。」とするものです。

以上で、議案第22号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第22号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第16 議案第24号

○議長（西原 浩君） 日程第16 議案第24号別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○福祉課長（石戸谷友絵君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉課長。

○福祉課長（石戸谷友絵君） はい。

議案第24号別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、内容説明をいたします。

議案書27ページをお開き願います。

本条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が一部改正されたことから所要の改正を行おうとするものです。

改正本文の朗読は省略させていただき、別冊の議案資料により御説明いたします。

議案資料の10ページをお開き願います。

10ページから14ページまでは本改正案新旧対照表で、表の右側が改正前、左側が改正後、下線部分が改正箇所となります。

次に、15ページをお開き願います。

改正内容につきましては、改正条例制定説明資料により、主な改正内容に沿って御説明いたします。

15ページ、16ページの表につきましては、表の左から順に番号、改正条項、改正内

容、適用年月日、適用法令となります。

1 番の条例第 15 条第 1 項第 2 号の改正は、引用している認定こども園法第 3 条第 10 項が削られ、現行の「第 3 条第 11 項」が「第 3 条第 10 項」となることに伴う改正です。

2 番から 4 番までは、市町村が条例を定めるにあたって従うべき基準とされている「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」、以下「基準府令」といいますが、当該基準の一部改正に伴う改正となります。

2 番の第 23 条の改正は、施設の重要事項の書面掲示に加え、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信、いわゆるインターネットを利用して公衆の閲覧に供することを追加しようとするものです。

3 番の第 35 条第 3 項及び第 36 条第 3 項の改正は、基準府令の改正に伴う条文の整理となります。

16 ページにお進みください。

4 番の第 53 条第 2 項第 2 号の改正は、磁気ディスク等の記載について、媒体の種類を示さない「電磁的記録媒体」に改め文言の適正化を図るものです。

資料 14 ページにお戻りください。

附則として、「この条例は、公布の日から施行するも。ただし、第 23 条の改正規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。」とするものです。

以上で、議案第 24 号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第 24 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第 17 議案第 25 号

○議長（西原 浩君） 日程第 17 議案第 25 号別海町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○介護支援課長（高橋勇樹君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 介護支援課長。

○介護支援課長（高橋勇樹君） はい。

議案第 25 号別海町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、内容説明をいたします。

議案書は 29 ページから 30 ページ。

議案資料は 17 ページから 23 ページとなります。

まず初めに、改正に至る経緯を御説明します。

先日、第 2 回の全員協議会において説明しました令和 6 年度から令和 8 年度を計画期間とする、第 9 期介護保険事業計画等の策定において、介護保険サービス等並びに地域支援事業の見込み量の推計など、保険料算定基礎となる介護保険事業費を算定した結果、3 か年で、総額約 36 億 7,300 万円の事業費見込みとなりました。

第 8 期介護保険事業計画時の総額 35 億 300 万円と比較すると、約 1 億 7,000 万

円の増額となることを見込まれます。

この事業費総額を基に、国における算出方法により保険料基準月額を算定したところ、第9期計画期間における保険料基準月額は、3年間で5,763円となり、現行の5,100円を上回る結果となりました。

このことを受け、本町としましては、近年の経済状況等を考慮し、町民への負担軽減を図るため、介護給付費準備基金の取り崩しにより、保険料基準月額を第8期と同様の5,100円に据え置くこと、また、国における介護保険法施行規則の改正により、第1号保険料の課税区分段階が新たに4段階新設されることから、本改正において、現行の標準9段階から標準第13段階への見直しに係る関係条項の改正を行おうとするものです。

それでは、議案の内容説明をいたしますが、議案本文の朗読は省略し、改正の内容は別冊の議案資料により説明させていただきます。

議案資料の22ページをお開きください。

別海町介護保険条例の一部を改正する条例の説明資料です。

改正要旨として、第9期介護保険事業計画期間、令和6年度から令和8年度の介護保険料基準月額を第8期介護保険事業計画時と同額の「5,100円」に据え置くこととし、第1号保険料の多段階化（現行標準9段階から標準13段階への見直し）に係る改正を行う介護保険法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、本条例第4条及び第6条の一部を改正しようとするものです。

改正項目、第4条及び第6条第3項となります。

それでは、第4条の改正内容について、第一号被保険者介護保険料、第8期介護保険事業計画期間と第9期介護保険事業計画期間の比較の表で説明いたします。

この表は、左から、区分、課税区分所得金額等、令和3年度から令和5年度第8期計画期間の基準額割合、年額、月額、令和6年度から令和8年度第9期計画期間の基準額割合、年額、月額、一番右に第8期計画期間と第9期計画期間との影響額となります。

国の基準に基づき、第8期計画期間と第9期計画期間を比較すると、所得の少ない第1号被保険者の第1段階から第3段階までの、基準額割合・年額・月額が改正され、第1段階で年額「18,300円」から「17,400円」となり、影響額が900円の減、第2段階で年額「30,600円」から「29,600円」となり、影響額が1,000円の減、第3段階で年額「42,800円」から「41,900円」となり、影響額が900円の減となります。

次に、第4段階から第8段階までは、第8期計画期間と変更がなく、年額等も変更はありません。

第5段階が基準額となります。

次に、第9段階の課税区分所得金額等の規定が改正され「本人課税で合計所得金額が320万円以上」とする内容から、「合計所得金額が320万円以上420万円未満」へ改めようとするものです。

23ページへお進みください。

改正に伴い新設する段階となります。

第10段階では「本人課税で合計所得金額が420万円以上520万円未満」、第11段階では「本人課税で合計所得金額が520万円以上620万円未満」、第12段階では「本人課税で合計所得金額が620万円以上720万円未満」、第13段階では「本人課税で合計所得金額が720万円以上」の区分へと細分化され、合計所得金額に応じた新たな

な段階において保険料を設定するものです。

細分化されることによる年額の影響額として、第10段階が12,200円の増、第11段階が24,500円の増、第12段階が36,700円の増、第13段階が42,800円の増となります。

このほか、第6条賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合の改正は、介護保険法施行令の改正に伴う要保護者への対応について引用条項等の整理を行おうとするものです。

議案資料21ページへ戻っていただき、附則として、「この条例は、令和6年4月1日から施行する。」、また、第2条経過措置について、「改正後の第4条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。」とするものです。

以上で、議案第25号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第25号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

○13番（中村忠士君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

お伺いします。

それぞれ、13段階まで区分があるということなんですが、それぞれの第1段階からですね、13段階までの、それぞれの該当する世帯数と人数を教えてくださいと思います。

○介護支援課長（高橋勇樹君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 介護支援課長。

○介護支援課長（高橋勇樹君） はい。

それでは、お答えさせていただきます。

令和6年度の見込み数でお答えさせていただきます。

第1段階が749名、第2段階が316名、第3段階が258名、第4段階が545名、第5段階が414名、第6段階が631名、第7段階が632名、第8段階が297名、第9段階が165名、第10段階が90名、第11段階が52名、第12段階が38名、第13段階が112名で、見込みとしては4,299人となります。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 人数でおおよその状況がわかりました。

それでですね、大変町としても努力をされているということは、説明でわかった部分もあるんですけども、例えば、10段階ですと420万からですね、520万ということになると、それほど裕福ということにもならないではないかと。

その方々が、1万円以上の負担増というふうになるという計算になっております。

それから、720万以上ということになると、4万円以上の負担増ということになると、大変大きな負担増というふうに考えられるが、そこら辺ですね、激変緩和なりですね、こういう方々に対する対応策といいますかね、何らかのこの負担軽減策が検討されたのかど

うか、そういうことについて、お伺いします。

○介護支援課長（高橋勇樹君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 介護支援課長。

○介護支援課長（高橋勇樹君） お答えいたします。

激変緩和というところの内容として、検討させていただきたかったところではあるんですが、今回、国の施行令の改正ということもございまして、今後の介護保険の持続可能な観点から、介護給付費の増加を見据えて、第1号被保険者間での所得再分化機能を強化するということで、今回の改正が行われているということで、低所得者の保険料の上昇の抑制というところを図るということが趣旨となっておりまして、そういった激変緩和等の対応を検討したんですが、今回の施行令にあわせて、増額させていただいているというところでございます。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

激変緩和といいますか、可能な限りの負担軽減を図るということで検討はされたということですが、具体的にですね、どういう検討がされたのか、もうちょっと詳しく教えていただければと思います。

○福祉部長（干場みゆき君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（干場みゆき君） はい。

お答えします。

先ほど課長が説明したとおりですね、ちょっと重複するところもあるかもしれませんが、この制度につきましては、先ほど来からお話ししておりますとおり、国の介護保険施行令の改正に伴うというところがまず基本的でございます。

先ほども話しました、低所得者に対しての軽減措置ということが重要視されていることと、最近の近年のですね、介護保険料の増減についてもですね、本日の新聞でも掲載があったとおり、なかなかの事業所ですね、介護事業については増大な費用もかかったりですとか、その分の個人負担というものを、国においても、応能負担ということを考えての措置というふうに町としても理解しております。

どうしても、いろいろ軽減措置としては策はあるかもしれませんが、一応こちらの施行令の基準に基づきまして、高所得というですかね、所得の高い方についての、負担をしてしまうということに、御理解をいただくということで提案させていただきました。

よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（西原 浩君） そのほか質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） ないようですので、質疑を終わります。

ここで、1時まで休憩いたします。

午前11時08分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第 18 議案第 26 号

○議長（西原 浩君） 日程第 18 議案第 26 号介護保険関係基準省令の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○介護支援課長（高橋勇樹君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 介護支援課長。

○介護支援課長（高橋勇樹君） はい。

議案第 26 号

介護保険関係基準省令の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、内容説明いたします。

議案書は、31 ページから 52 ページ。

本条例の改正は、介護保険関係の基準省令の一部改正が行われたことに伴う改正となり、本町における関連する 4 つの条例を、第 1 条から第 4 条まで条立てで改正しようとするものです。

それでは、議案の内容説明をいたしますが、議案本文の朗読は省略し、改正の内容は別冊の議案資料により説明させていただきます。議案資料は、24 ページから 119 ページまでとなります。

なお、24 ページから 115 ページまでが、第 1 条関係から第 4 条関係の新旧対照表となりますが、本改正において改正点が複数に及ぶことから、ここでは議案資料 116 ページから 119 ページの資料により説明させていただきます。

介護保険関係基準省令の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の説明資料として議案資料 116 ページをお開きください。

第 1 条、別海町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する資料となります。

改正概要の 1 点目として、現行法令上、申請や届出の方法について、特定の記録媒体の使用を定める規定が数多く存在し、手続きのオンライン化等の妨げとなっている状況があることを踏まえ、新たな情報通信技術の導入・活用に円滑に対応できるよう、当該条例の見直しをし、特定の記録媒体以外の幅広い媒体の使用が可能である旨を明確化するものです。

2 点目として、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等一部を改正する省令の改正に伴い、本町関係条例の一部を改正するものです。

3 点目として、看護小規模多機能型居宅介護において複合的に提供するサービスの位置づけの定義を、介護保険法施行規則による規定から介護保険法による規定に改正されたことを受け、本条例の一部を改正するものです。

表の 1、根拠法令及び 2 改正内容につきましては、記載のとおりであり、3 改正項目で詳しい内容について御説明させていただきます。

3 改正項目です。

（1）第 9 条第 2 項第 2 号及び第 203 条第 1 項の改正は、特定の記録媒体の使用を定める内容を、特定の記録媒体以外の幅広い媒体の使用を可能とする旨の改正を行おうとするものです。また、第 203 条第 2 項の改正は、文言整理による改正となります。

次に、（２）一つ目の第６条第５項をはじめとする記載の条項改正は、関係基準省令の改正に伴う文言整理を行うものです。

二つ目の第３４条第１項から第３項の改正は、運営規定等を示す重要事項の掲示方法として、原則WEBサイトにおいて掲載することとする旨の追加及び文言整理を行おうとするものです。

三つ目の第２４条をはじめとする記載の条項改正は、身体的拘束等に係る行為の制限や記録の必要性など適正化についての内容を追加しようとするものです。

四つ目の第１０６条の２、第１３０条第１１項の改正は、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付けなどについて追加を行おうとするものです。

最後に、（３）第１９０条の改正は、指定地域密着型サービスに該当する複合型サービスの位置づけを定義している介護保険法施行規則による規定から、介護保険法による規定に改正し、サービス内容を明確化するものです。

続いて、議案資料１１７ページにお進みください。

第２条、別海町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する資料となります。

改正概要及び表の１根拠法令、２の改正内容につきましては、先ほどの第１条関係でご説明しました内容と重複しておりますので説明は割愛させていただき、３改正項目について御説明します。

（１）第１１条第２項の２は、特定の記録媒体の使用を定める内容を、特定の記録媒体以外の幅広い媒体の使用を可能とする旨の改正を行おうとするものです。また、第９１条第１項改正は、文言整理による改正となります。

次に、（２）一つ目の第６条第１項をはじめとする記載の条項改正は、関係基準省令の改正に伴う文言整理となります。

二つ目の第３２条第１項から第３項の改正は、運営規定等を示す重要事項の掲示方法として、原則WEBサイトにおいて掲載することとする旨の追加及び文言整理を行おうとするものです。

三つ目の第４０条第２項をはじめとする記載の関係条項の改正は、身体的拘束等に係る行為の制限や記録の必要性など適正化についての内容を追加しようとするものです。

四つ目の第６３条の２の改正は、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付けなどについて追加を行おうとするものです。

続いて、議案資料１１８ページにお進みください。

第３条、別海町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の資料となります。

改正概要及び表の１根拠法令、２の改正内容につきましては、先ほどの第１条関係でご説明しました内容と重複しておりますので説明は割愛させていただき、３改正項目について御説明します。

（１）第６条第５項の２は、特定の記録媒体の使用を定める内容を、特定の記録媒体以外の幅広い媒体の使用を可能とする旨の改正を行おうとするものです。また、第７項・第８項及び第３６条第１項の改正は文言整理による改正となります。

次に、（２）一つ目の第３条第４項をはじめとする記載の条項改正は、関係基準省令の改正に伴う文言整理となります。

二つ目の第２６条第１項から第３項の改正は、運営規定等を示す重要事項の掲示方法として、原則WEBサイトにおいて掲載することとする旨の追加及び文言整理を行おうとするものです。

三つ目の第１５条第２項をはじめとする記載の関係条項の改正は、身体的拘束等に係る行為の制限や記録の必要性など適正化についての内容を追加しようとするものです。

続いて、議案資料１１９ページにお進みください。

第４条、別海町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する資料となります。

改正概要及び表の１根拠法令、２の改正内容につきましては、先ほどの第１条関係でご説明しました内容と重複しておりますので説明は割愛させていただき、３改正項目について御説明します。

（１）第６条第４項の２は、特定の記録媒体の使用を定める内容を、特定の記録媒体以外の幅広い媒体の使用を可能とする旨の改正を行おうとするものです。また、第３８条第１項の改正は文言整理による改正となります。

次に、（２）一つ目の第４条第１項をはじめとする記載の条項改正は、関係基準省令の改正に伴う文言整理となります。

二つ目の第２５条第１項から第３項の改正は、運営規定等を示す重要事項の掲示方法として、原則WEBサイトにおいて掲載することとする旨の追加及び文言整理を行おうとするものです。

三つ目の第３３条第２項をはじめとする記載の関係条項の改正は、身体的拘束等に係る行為の制限や記録の必要性など適正化についての内容を追加しようとするものです。

議案資料１１４ページにお戻りください。

附則として、第１条、施行期日として、「この条例は、令和６年４月１日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、令和７年４月１日から施行する。」とし、第１条から第４条の改正規定のうち対象とする規定を掲げています。

第２条、身体的拘束等の適正化に係る経過措置として、「この条例の施行の日から令和７年３月３１日までの間における、改正後の関係条例中、身体的拘束等の適正化に係る規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。」。

第３条、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置として、「この条例の施行の日から令和９年３月３１日までの間における、改正後の関係条例中、委員会設置等に係る規定の適用については、これらの規定中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。」としています。

以上で、議案第２６号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第２６号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第 19 議案第 27 号から日程第 20 議案第 28 号

○議長（西原 浩君） 日程第 19 議案第 27 号別海町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第 20 議案第 28 号別海町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての 2 件については、別海町議会会議規則第 37 条の規定により一括議題といたします。

内容について、順次説明を求めます。

○福祉部次長（谷村将志君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部次長。

○福祉部次長（谷村将志君） はい。

議案第 27 号、議案第 28 号の 2 件につきましては、関連がありますので一括して内容説明をさせていただきます。

この 2 件につきましては、別海町子ども医療費助成に関する条例の受給資格者の対象年齢を現行の満 15 歳から満 18 歳に引き上げることなどに伴い、それぞれ条例の一部を改正しようとするものです。

初めに、議案第 27 号別海町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について内容説明いたします。

議案書の 53 ページをお開きください。

本町では、子供の疾病に係る早期診断と早期治療を促進し、次代を担う子供たちの健康増進と健やかな育成を推進し、子育て世帯の負担軽減を図ること目的として、乳幼児医療制度が発足されてから子ども医療費と名称を変更するなどの過程において、助成対象年齢を段階的に引き上げ、制度の拡充を図ってきたところです。

本条例の改正は、子供の疾病等に係る早期発見・治療等に伴う保護者の経済的負担の軽減、子育て家庭への支援を行う必要などから、助成対象年齢を、現行の満 15 歳を満 18 歳までへと引き上げる改正を行おうとするものです。

議案本文の朗読は省略し、議案資料により御説明いたします。

議案資料の 120 ページをお開きください。

本条例改正に係る新旧対照表です。

右側が改正前、左側が改正後、下線部分は今回、改正を行う箇所になります。また、本説明につきましては、主に改正後の欄を用いて御説明いたします。

初めに、第 2 条第 1 号の改正は、子どもの定義をこれまでの「満 15 歳」から「満 18 歳」へと改めるものです。

次に、第 3 条の改正は、改正前では、受給対象となる者また受給対象とならない者を一括して条として規定しておりましたが、助成対象年齢を満 18 歳までに引き上げることにより、町外の学校等へ通学する児童生徒などもおり、受給資格者となる子どもの要件がこれまでと異なることから、本改正ではこれまでの条建てから項建てへと整理した改正を行っております。

第 3 条第 1 項及び次のページの第 2 項の改正については、いずれも助成対象者、以降、受給資格者と呼称しますが、この受給資格者を規定した内容となります。

初めに、第 1 項の改正は、本町に住所を有する子どもで、かつその子どもが医療保険各法の被保険者又は被扶養者である子どもとし、第 2 項の改正は、本町に住所を有する保護

者の本町以外の市区町村に住所を有する子どもであって、かつ前項第2号に規定の医療保険各法の被保険者又は被扶養者である子どもで、当該子どもが居住地の市区町村において医療費の給付を受けることができない子どもを受給資格者とする旨を規定しており、第2項については、主に町外の学校等へ通学している子どもへの受給を想定しております。

次に、第3項の改正は、受給資格者とならない者を規定しており、第1号から第3号までは改正前と同様の内容となります。

第4号は新たに設けた号として、122ページにわたりますが、婚姻をしている子ども、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む子ども、第5号では、本町以外の市区町村に住所を有する保護者の第1項に該当する子どもであり、本町以外の市区町村による医療費の助成を受けることができる子どもとし、子どもが町内に住所を有し、保護者が町外に住所を有している場合、保護者の居住地の市区町村で当該子どもの医療費の助成が受けられる場合は、それぞれ受給資格者とししない旨の規定を設けております。

次に、第5条の改正は、新たに受給者証の提示を設け、受給資格者が医療機関を受診する際には受給者証の提示を行うものとしします。ただし、学校管理下を起因とする傷病等にあつては、受給者証を提示してはならないとしています。

次に第6条の改正は、第1項、第2項ともに、受給資格者となる要件を満18歳までに改めることに伴い、対応する条文を整理しております。

123ページをお開きください。

第7条及び第8条の改正は、新たに第5条を追加したことに伴い、各条を一条ずつ繰り下げております。

続いて、第9条の改正は、改正前の見出し「損害賠償との調整」を「助成額の調整」に改め、第1項は損害賠償に関し条文の文言整理を行っております。また、第2項では、医療費助成を行うにあたり、他の法令等により国又は地方公共団体あるいは、独立行政法人日本スポーツ振興センターによる学校管理下において医療給付を受けることができる場合は、当該助成額からその額を除くものとする規定を新たに設け、対象となる医療費について、他の助成がある場合は医療費助成する額から減額調整する旨の規定を設けております。

続いて、第10条の改正は、この条例により助成を受ける権利はこれを他人に譲渡し、担保してはならない旨の規定を新たに設けております。

第11条と第12条の改正については、第10条を新たに設けたことに伴い、各条を一条ずつ繰り下げております。

附則としまして、第1項施行期日ですが、「この条例は、令和6年4月1日から施行する。」とし、第2項の経過措置として、「この条例による改正後の子ども医療費助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の医療に係る医療費助成について適用し、施行日前の医療に係る医療費助成については、なお従前の例による。」とし、また、第3項準備行為として、「第4条の規定による受給資格者の認定申請その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。」とするものです。

以上で、議案第27号の内容についての説明を終わります。

続きまして、議案第28号重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容説明をいたします。

議案書の56ページをお開き願います。

本条例は、議案第27号で上程しております、別海町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定において、受給対象年齢を現行の満15歳から満18歳へ年齢を引き上げる改正などを行うことに伴い、本条例の一部に係る取り扱いについて所要の改正が必要となることから改正を行おうとするものです。

改正本文の朗読は省略させていただき、別冊の議案資料により説明させていただきます。

議案資料の125ページをお開き願います。

本条例改正に係る新旧対照表です。

右側が改正前、左側が改正後、下線部分は今回、改正を行う箇所になります。また、本説明につきましては主に改正後の欄を用いて説明いたします。

初めに、第4条第2項の改正は、受給者の年齢を「満15歳」から「満18歳」に改め、また、助成の額として控除しないものに、「基本利用料」を追加しております。

次に、第7条の改正では、改正前の「被保険者証又は組合員証及び」の文言を削り、「ただし、学校管理下を起因とする傷病等の場合にあっては受給者証を提示してはならない。」との文言を追加しております。

次に、第11条助成額の調整では、改正前の見出し「損害賠償との調整」を「助成額の調整」に改め、第1項では、第三者行為により損害賠償等を受けた場合には、その価額の限度において助成額を調整する旨を追加し、第2項では、「他の法令等により国又は地方公共団体あるいは、独立行政法人日本スポーツ振興センターによる学校管理下において医療給付を受けることができる場合は、当該助成額からその額を除くものとする。」とする旨の規定を新たに設けております。

附則としまして、第1項、施行期日で「この条例は、令和6年4月1日から施行する。」とし、第2項の経過措置として、「この条例による改正後の重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の医療に係る医療費助成について適用し、施行日前の医療に係る医療費助成については、なお従前の例による。」とするものです。

以上で、議案第28号の内容について説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第27号及び議案第28号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

○14番（佐藤初雄君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 14番佐藤議員。

○14番（佐藤初雄君） はい。

それぞれ、子ども医療費等々の説明がございまして、15歳から18歳になったんですけど、どのぐらいの人数というか、対象人数が増えるのかお聞きしたいと思います。

○福祉部次長（谷村将志君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部次長。

○福祉部次長（谷村将志君） お答えいたします。

今回、新たに18歳まで格上げに伴うですね、高校生の人数なんですけれども、こちらで試算している段階では435名ということになっております。

以上です。

○議長（西原 浩君） 佐藤議員よろしいですか。

そのほか。

○4番（伊勢 徹君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 4番伊勢議員。

○4番（伊勢 徹君） はい。

今18歳まで、年齢を引き上げていただいたことは、大変よろしいことだと思うんですけども、高校生ぐらいになった段階でですね、言葉はよくないかもしれませんが、ちょっと1年間こうずれて、1年留年とかですね、病気の関係とかで19歳でも高校生ということがあろうと思うんですけども、その場合は、やはりもう18歳で区切るということで、高校生であっても、19歳になっちゃったら対象から外れるということの解釈でよろしいでしょうか。

○福祉部次長（谷村将志君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部次長。

○福祉部次長（谷村将志君） お答えいたします。

実際にですね、伊勢議員が言われたですね、そういう事情もあるかと思うんですが、まず、満18歳ということで、一区切り整理をさせていただいてですね、今回は、整理させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（西原 浩君） 伊勢議員よろしいですか。

○4番（伊勢 徹君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 4番伊勢議員。

○4番（伊勢 徹君） ということは、あくまでも18歳の誕生日までで、19歳の誕生日を過ぎた段階においては、対象にならないという考えでよろしいですか。

○福祉部次長（谷村将志君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部次長。

○福祉部次長（谷村将志君） まず、年齢なんですけれども、まず、満18歳の誕生日までではなくてですね、今回受給対象としているのが、満18歳になった最初の3月31日までというふうにしておりますので、そういう範囲でですね、受給対象としておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（西原 浩君） 伊勢議員よろしいですか。

それでは、そのほか質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） ないようですので、質疑を終わります。

◎日程第21 議案第29号

○議長（西原 浩君） 日程第21 議案第29号別海町母子健康センター設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○福祉部次長（小川信明君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部次長。

○福祉部次長（小川信明君） はい。

議案第29号別海町母子健康センター設置条例の一部を改正する条例の制定について、内容を説明いたします。

議案書の58ページをお開きください。

初めに、本条例改正に関連する本町の産後ケア事業について御説明いたします。

産後ケア事業については、産後１年以内の母子に対して、心身のケアや育児サポートを行うことで、母親が自信を持って育児をスタートできるよう支援することを目的として実施している事業です。

国においては、サービスを利用しやすい環境を整える観点から、利用者負担の一部減免を導入しているところですが、本町ではさらなる拡充を検討し、子育てに係る経済的負担を軽減するため、町独自の施策として、産後ケア事業に係る利用者負担を無償にしようとするものです。

現在本町で実施する産後ケア事業は、母子健康センターで実施する日帰り型と、外部に委託して実施する日帰り型・宿泊型がありますが、それらを全て無償とするものです。

このことから、母子健康センターにおいて実施する日帰り型については、利用する際の料金について、使用料として徴収していることから、当該条例で定める使用料について改正を行うものです。

それでは、議案の朗読は省略させていただき、改正内容について議案資料により説明いたします。

議案資料の１２７ページをお開き願います。

本条例の新旧対照表となります。

右が改正前、左が改正後で、下線部分が改正箇所となります。

第４条使用料、第１項の表の区分産後ケアについて、使用料「１回につき１，０００円」を「無償」に改めるものです。

附則として、「この条例は、令和６年４月１日から施行する。」とするものです。

以上、議案第２９号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第２９号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第２２ 議案第３０号

○議長（西原 浩君） 日程第２２ 議案第３０号別海町中小企業融資条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○商工観光課長（田畑直樹君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 商工観光課長。

○商工観光課長（田畑直樹君） はい。

議案第３０号別海町中小企業融資条例の一部を改正する条例の制定について、御説明いたします。

議案書５９ページをお開きください。

本条例は、本町の中小企業の育成振興と経営の安定化を図る目的として、中小企業の融資に対する利子補給などを行うための制度として制定しております。

今回の主な改正理由は２点でございます。

１点目、これまで、融資対象は、町内において事業を１年以上営むものとしておりましたけれども、創業計画段階の方や創業後１年を経過していないものの事業運営が健全な場

合は融資の対象とするものです。

現在予定しています起業家支援事業補助金の新規開業者への支援の拡充と併せまして、資金面の強化を図ることによって、より大規模な事業の開業や新規開業者の発掘、開業を目的とした移住の促進、雇用促進などを目的としております。

2点目は、昨年3月定例会において令和6年3月31日までとしていた利子補給金の1%上乘せる特例措置につきまして、コロナ感染症に関連した国の無利子、無担保融資の返済が本格化したことや、物価・燃油価格高騰等による中小企業への影響から、引き続き、1年間の期間延長をするための改正となっております。

なお、この1年間の延長につきましては、中小企業振興審議会の答申を経て改正するものでございます。

議案の朗読は省略させていただきまして、議案資料で御説明いたします。

議案資料128ページをお開き願います。

別海町中小企業融資条例の一部を改正する条例新旧対照表でございます。

右が改正前、左が改正後となります。

下線部が改正箇所となります。

第5条融資対象、第3号、「1年以上営むもの」を「1年以上営むものを原則とし、創業計画段階あるいは創業後1年を経過していない者については、事業運営が健全と認められる場合は融資の対象者としてすることができる。」に改めるものです。

第4号の「前年度までの」を削除しています。

次に、附則第5項、利子補給の特例は、項中、「令和6年」を「令和7年」に改めるものです。

次のページに移りますが、附則として、「この条例は、令和6年4月1日から施行する。」としております。

以上で、議案30号の説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第30号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第23 議案第31号

○議長（西原 浩君） 日程第23 議案第31号別海町普通河川管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○管理課長（松田勝広君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 管理課長。

○管理課長（松田勝広君） はい。

議案第31号別海町普通河川管理条例の一部を改正する条例の制定について、内容を説明いたします。

議案書の60ページをお開きください。

本条例の改正は、基準としています、北海道の河川法施行条例が、令和5年3月17日付けで、令和3年度に行われた固定資産税評価替えを反映した土地占用料に改正されたこ

とから、本条例の占用料についても、整合を図るため、改正するものです。

それでは、議案の内容説明をいたしますが、議案本文の朗読は省略し、別冊の議案資料により説明いたします。

議案資料の１３０ページをお開き下さい。

条例の一部を改正する条例の新旧対照表です。

表の右側が改正前、左側が改正後で、下線部分が、今回の改正箇所となります。

なお、改正区分につきましては、８番、管の埋設及び９番、電柱などの柱類の占用料改正となりますが、説明は、現在、本町が占用許可をしている、物件のみ説明させていただきます、それ以外の改正内容につきましては、説明を省略させていただきます。

１３２ページを御覧下さい。

改正後、２段目、埋設管の外径が０．２メートル以上０．３メートル未満のものが、１メートル当たり９円増の７０円。

次ページの１３３ページを御覧下さい。

改正後、２段目、９番、第１種電柱が、５０円増の４３０円。

４段目、第３種電柱が、１２０円増の９００円。

その下段、第１種電話柱が、５０円増の３９０円。

下から２段目、その他柱類が、５円増の３９円。

最下段から次ページに渡りまして、共架電線、その他上空に設ける線類が、１メートル当たり１円増の４円となります。

最後に、１３４ページをご覧下さい。

附則としまして「この条例は、令和６年４月１日から施行する。」とするものです。

なお、以上の改正により、令和６年度の占用料は、約４，８００円の増額となる見込みとなります。

以上で、議案３１号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第３１号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

ここで１０分間休憩いたします。

午後 ３時０９分 休憩

午後 ３時１７分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第２４ 議案第３２号

○議長（西原 浩君） 日程第２４ 議案第３２号別海町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○上下水道課長（千葉 宏君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 上下水課長。

○上下水道課長（千葉 宏君） はい。

議案第32号別海町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容を説明いたします。

議案書の65ページをお開き願います。

初めに、条例改正の概要について、御説明いたします。

地方自治法の一部を改正する法律が令和6年4月1日から施行されることに伴い、これらの規定を引用する条例箇所の改正が必要となったことから、所要の改正を行おうとするものです。

議案書では、65ページになりますが、議案本文の朗読は省略させていただき、別冊の議案資料により御説明いたします。

議案資料の135ページをお開き願います。

135ページが、本改正案の新旧対照表です。

表の右側が改正前、表の左側が改正後、下線部分が改正箇所となります。

改正部分は、第5条議会の同意を要する賠償責任の免除の「法第243条の2第4項」の規定が「法第243条の2の8第8項」へ条ずれとなることから、今般、改正をするものです。

また、附則といたしまして、「この条例は、令和6年4月1日から施行する。」とするものです。

以上で、議案第32号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第32号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第25 議案第33号

○議長（西原 浩君） 日程第25 議案第33号別海町監査委員条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○監査委員事務局長（新堀光行君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（新堀光行君） はい。

議案第33号別海町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について、内容を説明いたします。

議案書66ページをお開き願います。

本条例の改正は、地方自治法の一部を改正する法律が令和6年4月1日から施行されることに伴い、これらの規定を引用する条例箇所の改正が必要となったことから、所要の改正を行おうとするものです。

議案書では、66ページになりますが、議案本文の朗読は省略させていただき、別冊の議案資料により御説明いたします。

議案資料の136ページをお開き願います。

136ページが、本改正案の新旧対照表です。

表の右側が改正前、表の左側が改正後、下線部分が改正箇所となります。

改正部分は、第5条請求又は要求による監査の「法第243条の2第3項」の規定が「法第243条の2の8第3項」へ条ずれとなることから、今般、改正するものです。

また、附則として、「この条例は、令和6年4月1日から施行する。」とするものです。

以上で、議案第32号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第33号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第26 議案第34号

○議長（西原 浩君） 日程第26 議案第34号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○財政課長（角川具哉君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（角川具哉君） はい。

議案第34号の内容説明をいたします。

議案の67ページをお開きください。

議案第34号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について。

本件につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条において、辺地の公共的な施設を整備しようとするときは、あらかじめ都道府県知事と協議の上、議会の議決を経て、当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を定め、これを総務大臣に提出しなければならないと規定されており、同条第8項の規定により、総合整備計画を変更する場合についても、同様とされていることから、計画の内容の変更について議会の議決を求めるものであります。

なお、北海道知事との協議については、事前に終了していることを申し添えます。

今回変更するのは、大成・泉川・上風連の3つの辺地です。

68ページにお進みください。

まず、大成辺地総合整備計画です。

大成辺地の総合整備計画は、令和5年度から令和9年度までの5年間で、今回は第1次の変更です。

3番の表になりますが、変更の内容は、2段目、産業農林道について、大成零号地区農道整備事業の事業費精査によるもので、変更後の事業費を12億7,880万4,000円、財源内訳は、特定財源を9億9,107万3,000円、一般財源を2億8,773万1,000円とし、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を2億8,720万円とするものです。

次の経営近代化施設については、畜産担い手総合整備型再編整備事業の事業費精査によるもので、変更後における事業費を1億707万6,000円、財源内訳は、特定財源を1億61万4,000円、一般財源を646万2,000円とし、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を630万円とするものです。

69ページをお開きください。

次に、泉川辺地総合整備計画です。

泉川辺地の総合整備計画は、令和５年度から令和９年度までの５年間で、今回は第１次の変更です。

変更の内容は、３番の表になりますが、３段目の産業農林道について、泉川第１地区第２東３号線基盤整備促進事業を追加することによるもので、変更後における事業費を１億８,５２０万円、財源内訳は、特定財源を８,１０１万５,０００円、一般財源を１億４１８万５,０００円とし、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を１億４１０万円とするものです。

７０ページにお進みください。

次に、上風連辺地総合整備計画です。

上風連辺地の総合整備計画は、令和２年度から令和６年度までの５年間で、今回は第５次の変更です。

変更の内容は、下段の３番の表になりますが、１段目、交通道路について、橋梁長寿命化補修事業や上風連地区１号線改良舗装事業の事業費精査によるもので、変更後における事業費を１億９,７６０万１,０００円、財源内訳は、特定財源を３,７９９万１,０００円、一般財源を１億５,９６１万円とし、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を１億５,９４０万円とするものです。

４段目、経営近代化施設については、畜産担い手総合整備型再編整備事業を追加することによるもので、変更後における事業費を１億９,２４０万円、財源内訳は、特定財源を１億８,０８５万６,０００円、一般財源を１,１５４万４,０００円とし、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を１,１５０万円とするものです。

以上で、議案第３４号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第３４号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第２７ 議案第３５号

○議長（西原 浩君） 日程第２７ 議案第３５号町道の路線認定及び廃止についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○管理課長（松田勝広君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 管理課長。

○管理課長（松田勝広君） はい。

議案第３５号町道の路線認定及び廃止について、御説明いたします。

議案書の７１ページをお開きください。

本案は、事業採択の要望及び工事の実施計画などに伴い、町道の変更、認定及び廃止が必要となったことから、認定については、道路法第８条第２項の規定により、廃止については、同法第１０条第３項により議会の議決を求めるものです。

内容につきましては、議案資料により説明いたします。

議案資料の１３７ページをお開き下さい。

概要表となります。

(1) 既に認定している路線は、741路線で、総延長が1,182キロ456.85メートルです。

(2) 今回認定する12路線のうち、変更認定となる2路線、22キロ181.57メートルは、工事の実施に伴い、全線を一旦廃止し、起終点を変更して改めて認定するものです。

新規認定の10路線、14キロ876.64メートルは、工事を予定している路線、実施済の路線及び農道を町道へ認定する路線となります。

合計で、37キロ58.21メートルを認定するものです。

(3) 廃止する4路線につきましては、先ほど説明しました、変更認定によるものが2路線、事業採択の要望によるものが2路線で、合計25キロ528.02メートルを廃止するものです。

(1)に戻りまして、以上により、町道の路線数は8路線追加の749路線、総延長が111キロ530.19メートル増の1,193キロ987.04メートルとするものです。

次のページ、138ページを御覧下さい。

今回認定する路線の一覧表となります。

以下、整理番号で説明させていただきます。

1段目の整理番号12番及びその下段の整理番号365番は、防衛施設周辺道路整備事業の実施に伴い、起終点を変更認定するものです。

3段目の整理番号899番及びその下段の整理番号900番は、工事の計画及び実施に伴い、新たに認定するものです。

5段目の整理番号901番から、次ページに渡りまして、4段目の整理番号908番までの8路線は、農道から町道へ昇格認定するものです。

次ページの140ページをご覧下さい。

廃止する路線の一覧表となります。

1段目の整理番号12番及びその下段の整理番号365番は、防衛事業実施に伴い、区間が変更となるため、それぞれ一旦廃止するものです。

3段目の整理番号246番及びその下段の整理番号422番は、道営農道整備事業事業採択の要望に伴い、それぞれ廃止するものです。

次ページの141ページから154ページまでの位置図につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第35号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第35号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第28 諮問第1号

○議長（西原 浩君） 日程第28 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 諮問第1号の人権擁護委員候補者の推薦について、御説明を申し上げます。

人権擁護委員は、法務大臣が委嘱するものでございますが、その選定に当たっては、まず、市町村長が議会の意見を聞いた上で、地域の候補者を法務大臣に推薦することとなっております。

別海町では現在、藤原優子さん、菅野笑子さん、伊勢瞳さん、さらに寺地ちひろさん、そして登藤和哉さん、この5名の方々に人権擁護委員として御活躍をいただいているところでございますけれども、このたび、藤原優子さんが、任期満了となります令和6年6月30日をもって退任されることとなりました。

つきましては、新たに丹羽大地さんを人権擁護委員の候補者として推薦をいたしたく、議会の意見を求めるものでございます。

任期につきましては、令和6年7月1日から令和9年6月30日までの3年間となります。

丹羽さんの主な経歴につきまして、若干申し上げます。

丹羽大地さんは、平成23年に札幌大学法学部を卒業され、株式会社北洋銀行勤務を経て、平成26年に丹羽行政書士事務所、これを開業されまして、現在に至っております。

また、別海消防団に所属するなど、地域の活動にも積極的に参加されております。

国民の生活に密着した法務サービスを提供する行政書士としての経験から、地域の信頼も厚く、人格、識見ともに大変優れた方であり、丹羽大地さんを、人権擁護委員の新たな候補者として、法務大臣に推薦いたしたく考えておりますので、御同意の御意見をよろしくお願い申し上げます。

○議長（西原 浩君） 諮問第1号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第29 同意第1号

○議長（西原 浩君） 日程第29 同意第1号根室町村等公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 同意第1号根室町村等公平委員会委員の選任について提案説明申し上げます。

議案書の77ページをお開きください。

本件につきましては、根室町村等公平委員会委員の選任について、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

根室町村等公平委員会につきましては、根室振興局管内の4町が共同で公平委員会を設置しておりまして、現在、本町の半田雅代氏、標津町の大木敏道氏、そして中標津町の大形幸男氏の3名の方が委員に選任されております。

委員の選任につきましては、関係町長等が協議をして、候補者を定めることとしており

ます。

このたび、本町の半田雅代氏が本年３月３１日をもちまして任期満了となります。

つきましては、新たに羅臼町の石田順一氏を根室町村等公平委員会委員に選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

石田氏の主な経歴を申し上げますと、昭和５０年３月に釧路工業高等学校を卒業後、昭和５５年４月に羅臼町役場に奉職され、建設水道課長、環境管理課長、水産商工観光課長、教育委員会社会教育課長、さらには公民館長などを歴任され、平成２９年３月に退職をされております。定年退職後は、再任用職員として、給食センター主任を務められておりました。平成３０年４月からは、羅臼町社会福祉協議会事務局長を務められております。

なお、任期につきましては、令和６年４月１日から令和１０年３月３１日までの４年間でございます。

石田氏については、人格、識見ともに優れた方でありますので、御審議の上、ぜひ御同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西原 浩君） 同意第１号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第３０ 報告第２号

○議長（西原 浩君） 日程第３０ 報告第２号専決処分の報告について、旧保健センターとりこわし工事を議題といたします。

内容について説明を求めます。

なお、本件は、報告のみであります。

○財政課長（角川具哉君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（角川具哉君） はい。

報告第２号の内容説明をいたします。

議案の７８ページをお開きください。

報告第２号の専決処分の報告について。

本件は、地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき、議会の議決により指定された工事請負契約に変更の必要性が生じ、次のとおり専決処分を行いましたので、同条第２項の規定により報告するものです。

専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

地方自治法第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和６年２月１３日。

別海町長、曾根興三。

工事請負契約の一部変更について。

令和５年９月１５日議案第７３号により議決を経て締結した、旧保健センターとりこわし工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「５,９８４万円（内消費税及び地方消費税額５４４万円）」を「５,８５４万

2,000円（内消費税及び地方消費税額532万2,000円）」に改める。

変更の内容につきましては、当初、概数としていたとりこわし発生材の運搬及び処分数量等が確定したことにより、129万8,000円の減額となったものです。

以上で、報告第2の内容説明を終わります。

◎散会宣言

○議長（西原 浩君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、11日月曜日は午前10時から一般質問を行いますので、御参集願います。

皆様、大変御苦労さまでした。

散会 午後 2時05分

上記は、地方自治法第 1 2 3 条の規定により会議の次第を記載したものである。

令和 年 月 日

署 名 者

別海町議会議長

議 員

議 員

議 員